

News Release



東海村ウラン加工施設事故を踏まえた手順書等の調査結果について

平成11年10月14日
北陸電力株式会社

当社は、通商産業省より指示のあった、東海村ウラン加工施設事故を踏まえた手順書等の調査について、本日、同省へ調査結果を提出しました。

調査は、志賀原子力発電所の運転管理上重要な項目について、通商産業大臣の認可を受けた保安規定に照らし合わせ、不適切な社内マニュアル等が作成・使用されていないかという観点で実施しました。

その結果、志賀原子力発電所で使用されているマニュアル類について不適切な作成・使用がないことを確認しました。

以 上

(参 考)

調査方法及び結果

1．調査方法

当社の手順書等について、保安規定の各条文に照らし合わせ、不適切な作成・使用がされていないかという観点から、調査を行った。

調査範囲については、保安規定のうち運転管理上重要な項目である、運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び教育訓練の各項目について確認する。

手順書等とは、発電所にて使用しているマニュアルのうち、に関連する下部マニュアルを指しており、当該マニュアルについて不適切な作成・使用がないことを確認する。

併せて、保安規定上要求されている試験、監視、手順書の作成、原子炉主任技術者の承認等といった各項目を遵守していることについて確認する。

2．調査結果

保安規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、原子力発電所の保安のため遵守すべき保安上必要な措置を定めたものであり、各発電所毎に通商産業大臣の認可を受けた後施行している。当社においては、保安規定の各条文を運用するにあたって発電所における業務の標準的な処理方法、判断基準などを示すマニュアルを制定している。これらのマニュアルは、所長を委員長とし、原子炉主任技術者も参加する原子力発電保安運営委員会（本店で制定する場合は原子力発電保安委員会）で審議された後、施行している。

調査の結果、保安規定の運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び教育訓練の各項目に照らし合わせ、発電所で使用しているマニュアルについて、不適切な作成・使用がないことを確認し、いずれも保安規定を遵守していることが確認された。また、実際の記録類から保安規定の各条項が遵守されていることについても併せて確認した。

以 上